

国の予算執行の正常化について

先の通常国会において、赤字国債の発行に必要な特例公債法案が成立せず、これにより平成24年度の国の一般会計歳入予算の約4割に当たる38.3兆円の財源の確保が遅れる中で、今年9月以降の一般会計予算の執行抑制が決定される異例の事態となった。

地方公共団体向けの支出については、国の予算執行抑制方針に基づき、地方交付税の分割交付や補助金の執行留保等が強行された。このことは、影響の程度にかかわらず、地方財政の安定を根本から脅かす行為であり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

実損がないよう対処するとは言え、「地域主権改革」を政策の大きな柱に掲げてきた政府の下で、このような事態に至ったことは、国と地方の信頼関係を著しく損ねるものである。

万一、このような状況がさらに長引けば、地方としても予算執行の見直しを迫られ、様々な分野で、住民生活に直接支障が生じることが懸念されている。

毎年のように繰り返される特例公債法案をめぐっての国政の混乱が、地方の財政運営に決して影響を与えることがないよう、速やかな法案の成立により事態を正常化させるとともに、今後、法案の成立が遅滞した場合は、政府において確実に資金調達を図り、地方の円滑な財政運営に支障が生じないよう、責任ある対応を強く求める。

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）